

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する
意見聴取について（依頼）」に対する関係地方
公共団体の長、関係利水者の回答について

平成 25 年 7 月

国土交通省 東北地方整備局



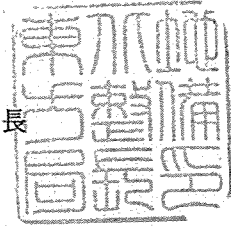
国東整企画第51号

国東整河計第31号

平成25年7月5日

秋田県知事 殿

国土交通省
東北地方整備局長



鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「鳥海ダム建設事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成25年7月9日までに、回答いただくようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じていただきますようお願いいたします。

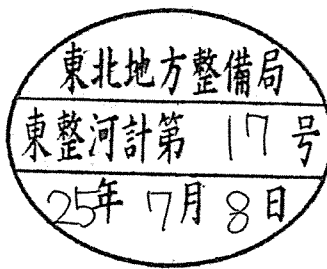
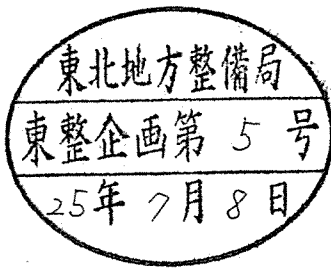
【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局

企画部 企画課 課長補佐 平山 巖雄（内線 3157）

河川部 河川計画課 建設専門官 斉藤 喜浩（内線 3619）

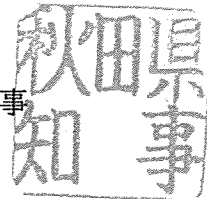
（TEL：022-225-2171）



河 砂 - 672
平成25年7月8日

国土交通省
東北地方整備局長 様

秋 田 県 知 事



鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年7月5日付け国東整企画第51号、国東整河計第31号で依頼ありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

また、回答にあたって関係市町村長の意見を聴取しておりますので、あわせて提出いたします。

記

「鳥海ダム建設事業は「継続」することが妥当である」とした対応方針（原案）案については異存ありません。

今後は、一日も早く対応方針を決定して、鳥海ダムの早期着工と早期完成を望みます。

由本総政第54号

平成25年7月8日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田県由利本荘市長 長谷部



鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成25年7月5日付け、河砂ー655にて照会のありました標記の件について、別紙の通り回答いたします。

【担当】

由利本荘市企画調整部総合政策課



(別 紙)

鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

秋 田 県 由 利 本 荘 市

意 見

「鳥海ダム建設事業は「継続」することが妥当である」とした対応方針（原案）案については、異存ありません。

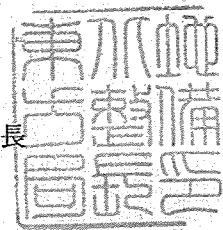
今後は、一日も早く対応方針を決定し、鳥海ダムの早期着工と早期完成を望みます。



国東整企画第51号
国東整河計第31号
平成25年7月5日

秋田県知事 殿

国土交通省
東北地方整備局長



鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

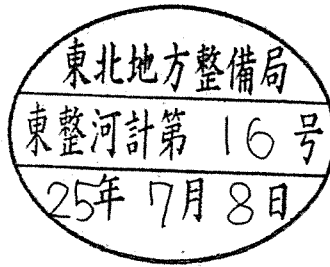
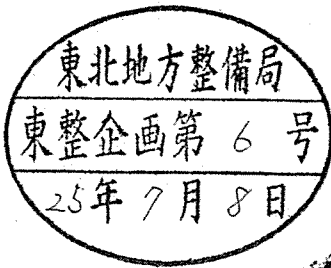
貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「鳥海ダム建設事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成25年7月9日までに、利水参画予定者である由利本荘市の意見を確認し、回答いただくようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局
企画部 企画課 課長補佐 平山 巖雄（内線 3157）
河川部 河川計画課 建設専門官 斉藤 喜浩（内線 3619）
（TEL：022-225-2171）

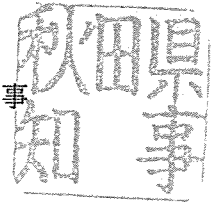


生 衛 - 3 6 4

平成25年 7 月 8 日

国土交通省東北地方整備局長 様

秋 田 県 知 事



鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年 7 月 5 日付け国東整企画第 5 1 号、国東整河計第 3 1 号で依頼のあったこのことについて、関係利水者である由利本荘市長の意見を確認したので、次のとおり回答します。

1. 確認内容

別紙 平成25年 7 月 8 日付け由本総政第 5 6 号のとおり

担当

秋田県生活環境部生活衛生課



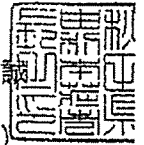
由本総政第56号

平成25年7月8日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田県由利本荘市長 長谷部 誠

(関係利水者)

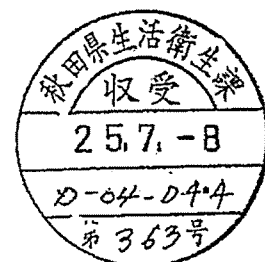


鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成25年7月5日付け、生衛一358にて照会のありました標記の件について、別紙の
通り回答いたします。

【担当】

由利本荘市企画調整部総合政策課





(別 紙)

鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見

秋 田 県 由 利 本 荘 市

(関 係 利 水 者)

意 見

「鳥海ダム建設事業は「継続」することが妥当である」とした対応方針（原案）案については、異存ありません。

由利本荘市では、市民生活や産業活動に欠かせない水道用水の安心安全で確実な水量確保が急務であり、一日も早く対応方針を決定し、鳥海ダムの早期着工と早期完成を強く望みます。



国東整企画第51号

国東整河計第31号

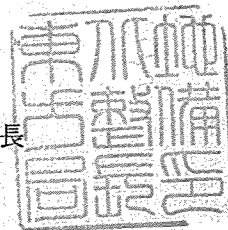
平成25年7月5日

東北電力株式会社

秋田支店長 殿

国土交通省

東北地方整備局長



鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東北地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「鳥海ダム建設事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成いたしましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成25年7月9日までに、回答いただくようお願い申し上げます。

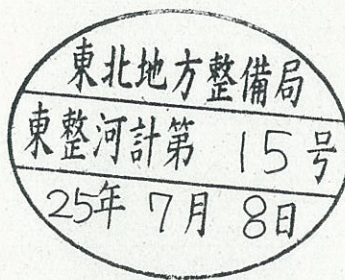
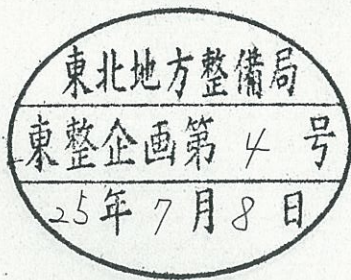
【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局

企画部 企画課 課長補佐 平山 巖雄（内線 3157）

河川部 河川計画課 建設専門官 斉藤 喜浩（内線 3619）

（TEL：022-225-2171）



東北電秋支用管第 1 号
平成 25 年 7 月 5 日

国土交通省
東北地方整備局長 殿

東北電力株式会社

執行役員 笹川 稔郎
秋田支店長



鳥海ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 25 年 7 月 5 日付け国東整企画第 51 号、国東整河計第 31 号で依頼のありました
標記について、別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

鳥海ダム建設事業
の検証に係る検討に関する意見

東北電力株式会社秋田支店

意 見

1. 「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」については、異存ありません。
2. 今後、鳥海ダム建設事業において当社発電設備の運用等に影響が生じる場合には、補償等につきましてご協議させていただきますようお願いいたします。